

「カйнаサシ」私見

天野 文雄

猿楽の演目に「カйнаサ(ザ)シ」なるものがあった。これについての考察は『能楽源流考』の「田楽攷」が最も早いが、そこには次のように、田楽や白拍子の所演も含めたカйнаサシの所演例が掲出されている。

1 次猿楽五座遊、若宮御前ニテ令遊大社ニテハ聊カヒナサシ許仕了(『春日若宮神主祐松記』嘉元3・2・10)

2 降雨、御遷宮如恒例、今日猿楽夜宮依雨延引、但法会出仕時分ヨリ雨脚止、今夕ハ於拜殿前カйнаサシ計可宜旨加下知候了(『満濟准后日記』応永31・4・17)

3 今日清瀧宮遷宮……申終ヨリ又降雨、今夜申楽カйнаサシ許ニテ略之了(同、正長2ハ永享元V4・17)

4 今日申楽於清瀧法楽之所望由申間免了、於神前カйна指在之、基後於金剛輪院南庭勤二仕之、十番仕之(同、永享2・4・24)

5 日使、次巫、細男、散楽、競馬、一物、

射流騎馬、相撲、田楽如形シヤカガ但競馬ハ小雨留、皆競畢(『若宮祭祀記』仁安3・9・17)

6 侍ども「いかにやいかにや」と問ひ給へば「寅の時の参詣、辰の時に御かひなさし」と高らかに申したりければ(『義経記』巻六「勤若宮八幡へ参詣の事」)

1~4が猿楽の演じたカйнаサシ、5が田楽、6が白拍子の所演である(『義経記』ではこのあと静の母・磯の禪師が舞った白拍子をも「かひなさし」と呼んでいるが、掲出は省略)。猿楽所演のうち2と3は醍醐寺清瀧宮祭礼の記事で、2はこの年楽頭職についたばかりの世阿弥、3も世阿弥、4は清瀧宮法楽能での元重(音阿弥)の所演である。『源流考』はこれらの資料をもとにカйнаサシがいかなる芸能であるかを考察した結果、1~4の猿楽の所演例をみるかぎり、それは式三番(翁猿楽)のことかとしながら、白拍子舞をさしている6との齟齬から、最終的には「神前法

楽の簡単な舞」という概念的な結論に落ち着いている。その後、カйнаサシについては、7【カйнаザシ】神の前で舞ったり歌ったりすること(『日葡辞書』)

などの資料を加え、香西精氏や後藤淑氏の論及があった。香西氏はこれを「翁の略式形態」とし、後藤氏は民俗芸能資料をもとに式三番とは別の、カйнаサシという固有の神事芸能であろうとするが、この両説には、カйнаサシを特定、単一の芸能とみるかどうかで、根本的な対立がある。すなわち、カйнаサシは特定の芸能ではなく、猿楽・田楽・白拍子がそれぞれ内容を異にするカйнаサシなる神事芸能を演じたとするのが香西説であり、一方、カйнаサシはあくまでも単一の芸能とするのが後藤説なのである。『源流考』も後者に立脚しているが、1~6の多彩な所演例は香西氏のように考えることで初めて理解が可能なのであって、香西説は卓説と言わねばなるまい(もつとも、香西氏自身は『源流考』がすでにその見地に立つと理解しているようだが)。従って私も猿楽のカйнаサシとしては、香西氏の言う「翁の略式形態」が肯綮に当たっており、金春座年預の幸王家が伝えている「一人翁」や大和東山中に残る「添え翁」などがその名残りであろうか、などと考えていたのであるが、先学の考察に洩れている次

の資料に接するに及び、「略式形態」という点には再考の余地があるのではないかと考えるに到った。

8 宇治猿楽参上、於天満社テカキナサシ
如例云々、次明日神事可有其沙汰之由奉
行継舜方ニ加下知了(『大乘院寺社雜事
記』長禄元。o。o。g)

これは鎌倉時代から宇治猿楽が楽頭職を保持していた興福寺天満社祭礼(8月10日)の宵宮の記事で、そこでカйнаサシが演ぜられているのである。注目すべきは「例の如し」とあるところで、これによれば天満社祭礼の宵宮ではカйнаサシが恒例であったことになる。カйнаサシが香西説のごとくであるとすれば、当時の天満社祭礼の式三番は略式が恒例であったことになるが、はたしてそうであるか。天満社祭礼につき継続的な記事を有する『大乘院寺社雜事記』によると、文明三年に「天満社色三番事、七郎次郎致其沙汰」、同六年に「於天満社色三番如形致其沙汰」とあって、そこからは通常の形の式三番が舞われたとしか読みとれない。「如形」は前掲諸資料にもみえるが、「恒例」の意である)。右二例とも8以降の記事であるが、これと8の「例の如し」のカйнаサシは同じものと考えるのが自然であろう。すなわち、カйнаサシは簡略な式三番ではなく、常の式三番であったのではないかと考えるのである。そもそも、カйнаサシが簡略な芸能と考えられたのは、降雨時の上演が比較的多いこと、

それに「カйнаサシバカリ」という表現の頻出ゆえであったと思うが、右のごとき観点をもって既知の資料を読み直してみると、右二点は必ずしもカйнаサシの簡略さの支証とはならぬものようである。すなわち、123の「カйнаサシバカリ」の「バカリ」はいずれもそのあとに演ぜられる「能」との対比上使われている言葉であつて、これはカйнаサシの神事芸能性を示すものではあつても、その芸能としての簡略性を示すものではない(3の「略レ之」の「之」は勿論「能」のこと)。類似的表現で諸資料に散見するものに「翁面ばかり」があるが、これもほとんど「能は演ぜず、式三番だけ」と解しうる用法である。23など降雨時の記録にしても、2はカйнаサシ上演前に雨はあがつており、降雨とカйнаサシとの関係はさほど緊密ではなく、むしろ晴天時の記録の方が多いことを重視すべきであろう。23などは降雨だから式三番だけで済ませたと理解するのが正しいと考える。残る疑問は、カйнаサシが式三番そのものであるなら、なぜカйнаサシという特別の名称が使われているのか、であるが、1~8の諸例は中世において神前芸能をカйнаサシと呼ぶことがかなり一般的であつたことを物語っている。『日葡辞書』の説明はその正確な反映とみてよく、猿楽の神前芸たる式三番をカйнаサシと呼ぶことも相応に一般的であつたものと考えられる。なお、別に略式の翁が存在したことも事実だが、その考察は他日に譲る。